

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付要綱（令和4年告示第165号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする学校長は、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 令和5年4月分から令和6年3月分まで（以下「補助対象期間」という。）における給食実施予定回数計画書</p> <p>(2) 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた学校長（以下「交付決定者」という。）は、令和5年度における学校給食の実施の最終日以後、速やかに、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(関係書類の保存等)</p> <p>第10条 交付決定者は、補助事業等に</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする学校長は、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 令和4年6月分から令和5年3月分まで（以下「補助対象期間」という。）における給食実施予定回数計画書</p> <p>(2) 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた学校長（以下「交付決定者」という。）は、令和4年度における学校給食の実施の最終日以後、速やかに、我孫子市学校給食費負担軽減等補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(関係書類の保存等)</p> <p>第10条 交付決定者は、補助事業等に</p>

係る経費の収支を明らかにした帳簿及び関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）（次項において「帳簿等」という。）を備え、**令和11年3月31日**まで保存しなければならない。

2 略

附 則

1 略

（失効）

2 この告示は、**令和6年5月31日**限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第10条に規定する関係書類の保存等については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
小	補助	補助対象期間における

係る経費の収支を明らかにした帳簿及び関係書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）（次項において「帳簿等」という。）を備え、**令和10年3月31日**まで保存しなければならない。

2 略

附 則

1 略

（失効）

2 この告示は、**令和5年5月31日**限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付の決定を受けた者に係る第10条に規定する関係書類の保存等については、同日後もなおその効力を有する。

（令和4年12月分から令和5年3月分までの補助金の額の特例）

3 令和4年12月分から令和5年3月分までの補助金の額に関する別表の規定の適用については、同表中「20円」とあるのは「40円」と、「25円」とあるのは「48円」とする。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
小	補助	補助対象期間における

学 校	対 期 間 に お け る	る学校給食の実施回数（ <u>182回</u> を上限とする。）× <u>40円</u> ×基準日における在籍児童数	学 校	対 期 間 に お け る	る学校給食の実施回数（ <u>150回</u> を上限とする。）× <u>20円</u> ×基準日における在籍児童数
中 学 校	学 校 給 食 に 係 る 材 料 費	補助対象期間における学校給食の実施回数（ <u>182回</u> を上限とする。）× <u>48円</u> ×基準日における在籍生徒数	中 学 校	学 校 給 食 に 係 る 材 料 費	補助対象期間における学校給食の実施回数（ <u>150回</u> を上限とする。）× <u>25円</u> ×基準日における在籍生徒数

様式第3号中

「令和4年 6月 回」を
「令和5年 4月 回
5月 回
6月 回」に、「令和5年」を「令和6年」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。